

ふるさと納税の15年

—全国と東海3県の現状を俯瞰する—

CONTENTS

- 1 | はじめに
- 2 | ふるさと納税の受け入れ状況
 - (1) 受入額および受入件数の推移
 - (2) 受入額は上位自治体に集中・固定化
 - (3) 東海3県の市町村別受け入れ状況
- 3 | ふるさと納税に係る住民税控除および費用の状況
 - (1) 大都市の控除額は増大
 - (2) 上限に近づく経費率
- 4 | ふるさと納税の“収支”を見る
- 5 | 自治体はふるさと納税とどう向き合うべきか
- 6 | おわりに

1 はじめに

2008年5月にスタートしたふるさと納税は、制度開始から15年が経過した。この制度を利用した寄付額(自治体にとっては受入額)は年々増加し、直近の2022年度は全国合わせて約9,654億円に上った。

ふるさと納税は、個人が自分で選んだ都道府県や市区町村に対して寄付(ふるさと納税)を行った場合、寄付額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで全額が所得税・個人住民税から控除される制度である。

自治体側は、ふるさと納税で受け入れた寄付金を、行政サービスの財源として直接活用できる。そこで、寄付者に対して謝意を示すほか、さらなる寄付=財源の増加を図る狙いで、自治体が寄付者に返礼品を提供す

る動きが広まった。返礼品は、自治体にとっては地場産業などをアピールする機会になる一方、寄付者にとっては税控除と並ぶ「魅力」として捉えられるようになり、ふるさと納税制度の普及・定着をけん引したとされる。

ふるさと納税はもともと、地方で生まれ育った人が都会へ流出する現状を鑑み、地方が負担した教育や福祉のコストを還元する仕組みができないだろうか、といった視点から創設された。よって個人が税制を通じて「ふるさとやお世話になった地域へ恩返し」ができる制度という理念がある^(注1)。また、政府はふるさと納税が地域の活性化など「地方創生」の推進にもつながるとして、寄付の際の手続きを簡素化するなど制度の利便性向上を進めてきた。

ただ、現状では特定の自治体に寄付が集中するケースなどが見られ、本来の理念が必ずしも実現されてい

ないという指摘もある。返礼品の人気に寄付額に影響する構造が生まれ、各自治体が特色ある返礼品づくりに努力する一方で、制度の趣旨を逸脱した返礼品がたびたび問題化した。このため政府は、返礼品として認められるものの基準や、ふるさと納税に係る経費のルールを定め、規制するに至っている。

本稿では、総務省の公表データに基づき、ふるさと納税制度の利用状況を改めて整理する。また、制度がより効率的・効果的に運用されているかという問題意識に基づき、自治体ごとの受入額と税控除額および費用の差分を算出し、考察する。なお、ふるさと納税には企業が自治体に寄付した場合に税制上の優遇を受けられる制度(企業版ふるさと納税)もあるが、本稿では個人の寄付分のみを分析対象とする。

2 ふるさと納税の受け入れ状況

(1) 受入額および受入件数の推移

全国の自治体(都道府県と市区町村)におけるふるさと納税の受入額は、2012、2019年度を除いて前年度実績を上回る状況が続いている。受入件数は一貫して増加している(図表1)。

受入額の推移からは、ふるさと納税の普及・定着に二つの転機があったことが確認できる。一つ目は、2015年度の税制改正で、ワンストップ特例制度が導入されたことである。これは、寄付をする先が5自治体以内の場合、寄付の際に納付先自治体に申請することでふるさと納税に係る確定申告が不要になる特例である。併せて、寄付額のうち2,000円を超える全額が税控除対象となる上限も約2倍に

引き上げられた。これらにより、幅広い層がふるさと納税を利用しやすくなり、2015年度の受入額は前年度の4倍超に増加した。

二つ目は、2019年度に返礼品の基準や調達に関するルールを制度化したことである。ワンストップ特例制度の導入以降、受入額は大きく伸び、2018年度に5,000億円を突破した。一方で、自治体の返礼品競争が過熱した。自らの地域と関係のない商品や、ネット通販サイトのギフト券を返礼品としたり、寄付額(受入額)の実質50%前後に相当する高額な返礼品を用意したりする自治体が現れ、総務省による見直し要請に従わないケースも相次いだ。

このため、2019年の改正地方税法で、返礼品の基準が罰則付きで規制化された。具体的には①調達費用が受入額の3割以下であること(返礼品の「3割ルール」)②地場産品で

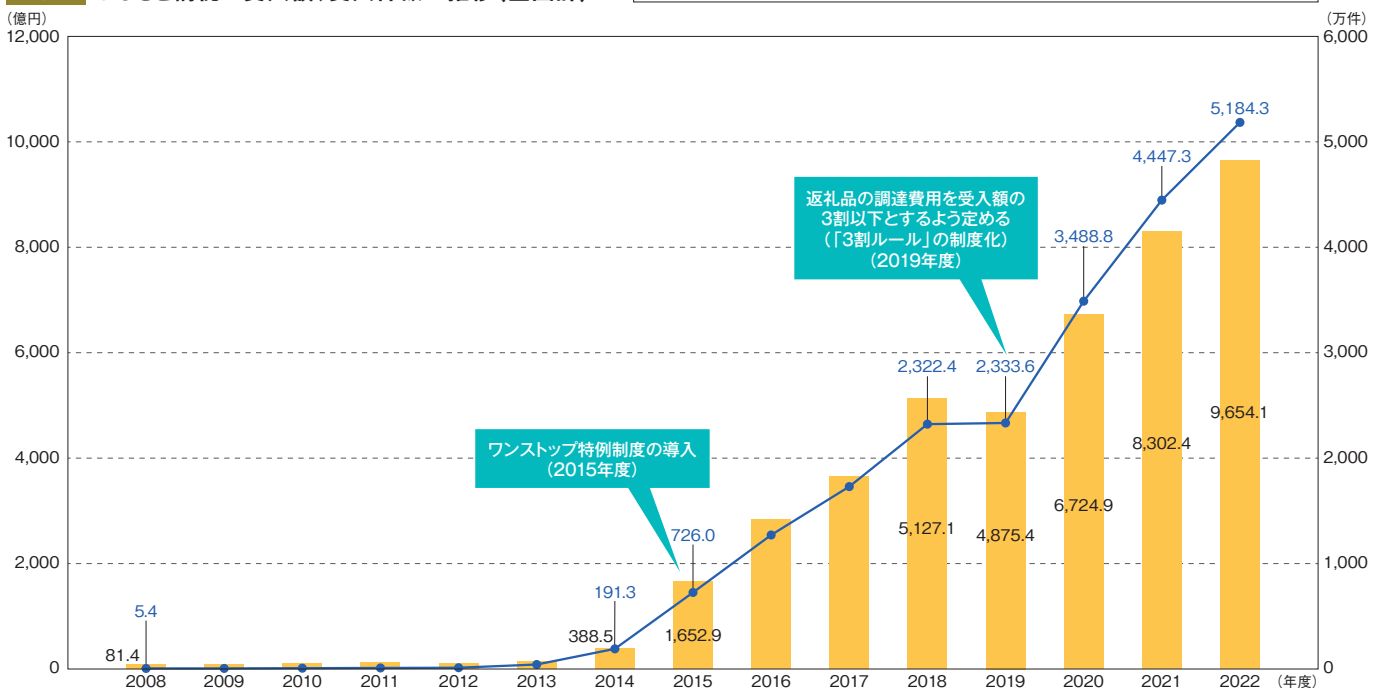
あること——の2点が返礼品の条件となった。

2019年度の受入額は、基準に合わない返礼品が外された影響などから前年度を下回った。しかし、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う巣ごもり需要を取り込んで再び増加に転じ、6,000億円を突破した。2022年度の受入額は9,654.1億円と、1兆円の大台に迫っている。返礼品の制限はあっても、個人の側から見たふるさと納税のメリットは損なわれなかったようだ。

(2) 受入額は上位自治体に集中・固定化

2022年度のふるさと納税受入額を都道府県(都道府県分と市区町村分の合計)別に見ると、北海道(1,452.9億円)が最も多く、続いて福岡県(550.9億円)、宮崎県(466.4億円)、鹿児島県(424.6億円)、佐賀県

図表1 ふるさと納税の受入額、受入件数の推移(全国計)



出所:総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

(※1)受入額、受入件数とも都道府県・市区町村が個人から受け入れた寄付金(ふるさと納税)を集計している(図表2以降も同じ)。(※2)東日本大震災(2011年)に係る義援金などについては含まれないものもある。

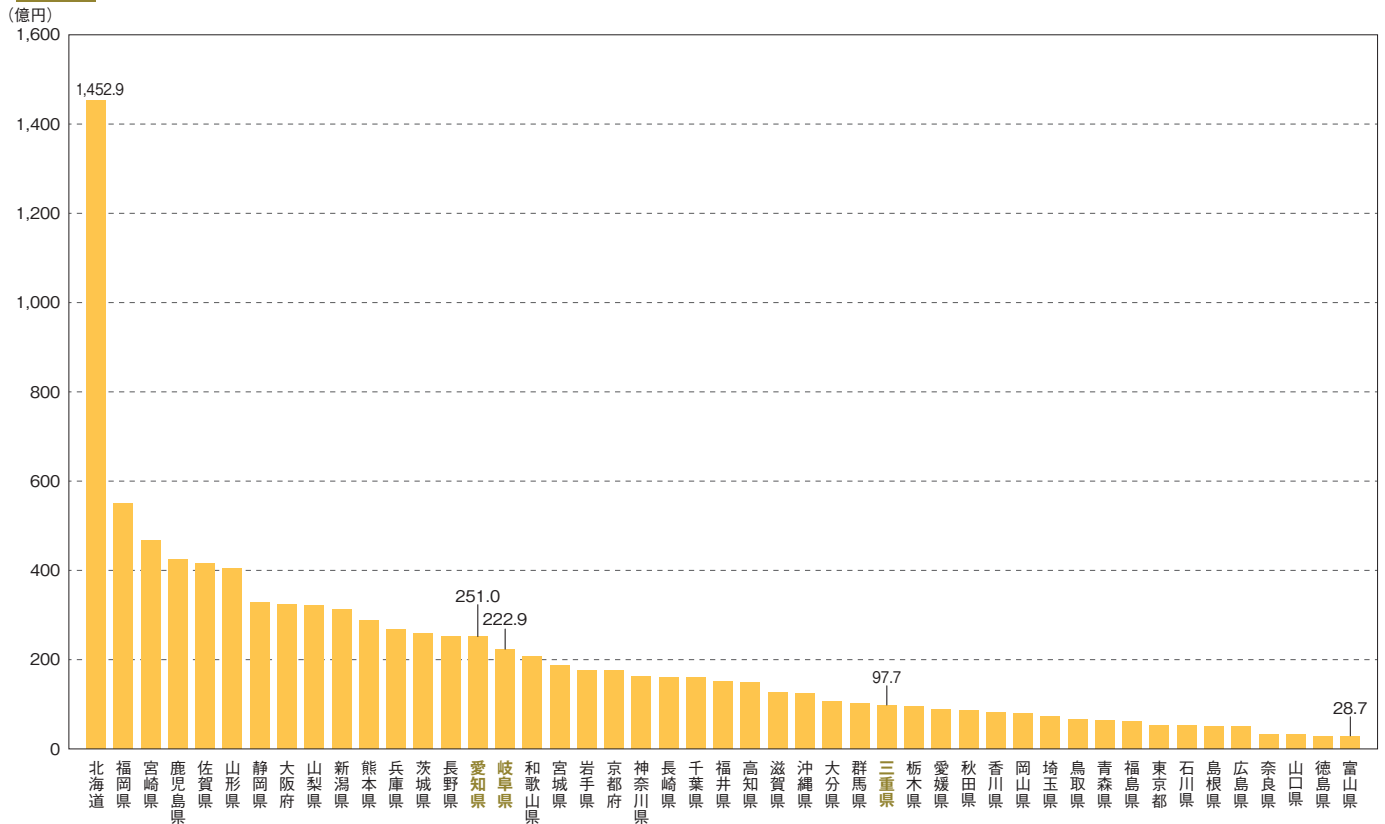
(416.4億円)の順であった。この上位5道県に全国の受入額の3分の1が集中している。東海3県は、愛知県が15位(251.0億円)、岐阜県が16位(222.9億円)、三重県が30位(97.7億円)であった(図表2、図表3)。

自治体別の受入額1位は宮崎県都城市(195.9億円)で、2位は北海道紋別市(194.3億円)、3位は北海道根室市(176.1億円)であった。上位6自治体は受入額が100億円以上で、全国の受入額の1割(961.2億円)を

集めた。さらに受入額10億円以上を含めると、実に全国の1割強の自治体で、全国の受入額の6割余りを集めたことが分かる(図表4、図表5)。

受入額の上位自治体は、多額の寄付を集めていると同時に、上位の常

図表2 都道府県別受入額(2022年度、受入額が多い順) ※都道府県分と市区町村分の合計



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

図表3 受入額、受入件数、1件当たり平均受入額の都道府県別トップ10(2022年度) ※都道府県分と市区町村分の合計

① 受入額

順位	都道府県名	金額(億円)
1位	北海道	1,452.9
2位	福岡県	550.9
3位	宮崎県	466.4
4位	鹿児島県	424.6
5位	佐賀県	416.4
6位	山形県	404.6
7位	静岡県	328.9
8位	大阪府	323.8
9位	山梨県	321.9
10位	新潟県	312.7
...		
15位	愛知県	251.0
16位	岐阜県	222.9
30位	三重県	97.7

② 受入件数

順位	都道府県名	件数(件)
1位	北海道	8,616,681
2位	福岡県	3,905,364
3位	佐賀県	2,715,845
4位	宮崎県	2,507,947
5位	山形県	2,462,816
6位	鹿児島県	2,389,695
7位	熊本県	2,111,557
8位	静岡県	1,799,654
9位	和歌山県	1,721,544
10位	山梨県	1,628,878
...		
17位	岐阜県	1,089,162
22位	愛知県	867,633
33位	三重県	410,216

③ 1件当たり平均受入額

順位	都道府県名	金額(万円)
1位	東京都	5.50
2位	京都府	3.64
3位	滋賀県	3.61
4位	石川県	3.58
5位	神奈川県	3.43
6位	埼玉県	3.02
7位	沖縄県	2.94
8位	愛知県	2.89
9位	広島県	2.83
10位	富山県	2.73
...		
16位	三重県	2.38
21位	岐阜県	2.05
全国平均		1.86

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

連となっている。図表4を見ると、受入額の上位20自治体のうち、14自治体は前年度も20位以内に入っている。1位の都城市、3位の根室市、6位の佐賀県上峰町はワンストップ特例制度が導入された2015年度以降、すべて

の年度でトップ20にランクインしている。ふるさと納税の受入額が北海道や九州の自治体に集中・固定化する背景は、返礼品の人気が大きい。ふるさと納税サイト大手が公表している2022年の返礼品人気ランキングを

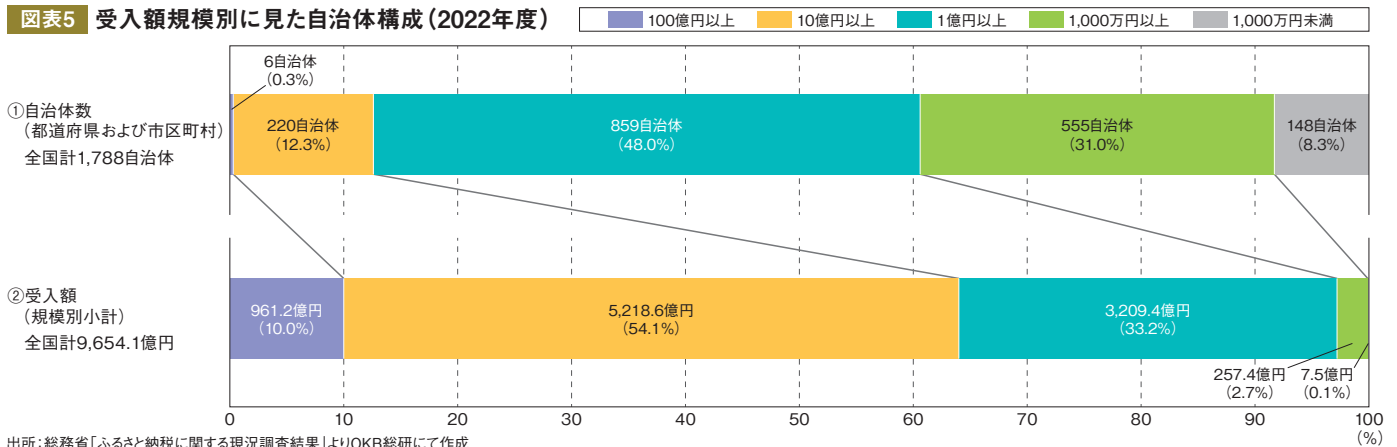
見ると、上位は「肉・肉加工品」「水産物・水産加工品」「コメ(精米)」の3分野に集中している。北海道や九州は農畜産業や水産業が盛んな地域が多く、現行の基準の範囲内で多様な返礼品をそろえられる強みがあ

図表4 受入額のトップ20自治体(2022年度)

順位	自治体名	受入額(億円)	前年度比増減率(%)	前年度順位
1位	宮崎県 都城市	195.9	34.0	2
2位	北海道 紋別市	194.3	27.0	1
3位	北海道 根室市	176.1	20.6	3
4位	北海道 白糠町	148.3	18.5	4
5位	大阪府 泉佐野市	137.7	21.4	5
6位	佐賀県 上峰町	108.7	138.6	20
7位	京都府 京都市	95.1	52.4	13
8位	福岡県 飯塚市	90.9	38.4	10
9位	山梨県 富士吉田市	88.1	22.1	9
10位	福井県 敦賀市	87.5	13.3	8
11位	静岡県 焼津市	75.7	16.8	11
12位	北海道 別海町	69.4	182.4	63
13位	兵庫県 加西市	63.6	▲1.5	12
14位	愛知県 名古屋市長	63.2	191.8	76
15位	鹿児島県 志布志市長	62.2	17.4	15
16位	茨城県 境町	59.5	21.8	17
17位	宮崎県 宮崎市	56.5	113.2	54
18位	茨城県 守谷市長	55.7	60.7	31
19位	千葉県 勝浦市長	55.3	134.9	69
20位	新潟県 燕市長	54.9	23.7	23

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成
 (*)前年度順位の網掛けは、前年度(2021年度)も20位以内だった自治体。

図表5 受入額規模別に見た自治体構成(2022年度)



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成
 (*)①、②とも図中のカッコ内は全体に占める割合を示す(端数処理の関係で合計は100%にならない)。

図表6 2022年返礼品年間人気ランキング(ふるさと納税2サイトの調査比較)

①「さとふる」調査

(2022年1月1日~12月31日の間の同サイトでの申込件数をもとに順位付け)

順位	返礼品の概要	自治体名	寄付金額 (2023年5月15日時点)
1位	オホーツク産ホタテ 1kg	北海道 紋別市	14,000円
2位	鉄板焼きハンバーグ 20個	福岡県 飯塚市	10,000円
3位	熟成牛タンスライス味付け 400g	岩手県 宮古市	10,000円
4位	シュークリーム 6個(ブランド米の米粉使用)	山形県 上山市	3,000円
5位	カット済み生ズワイガニ 2パック(計1.4~1.6kg)	北海道 根室市	21,000円
6位	ブレンド米 20kg	佐賀県 上峰町	10,000円
7位	ハンバーグ 20個(黒毛和牛使用)	佐賀県 唐津市	12,000円
8位	国産ウナギかば焼き 2本(計300~338g)	和歌山県 有田市	15,000円
9位	エンペラーサーモン 1kg	北海道 白糠町	15,000円
10位	2022年産米4種食べ比べ 計20kg	茨城県 境町	12,000円

②「楽天ふるさと納税」調査

(2022年1月1日~9月30日の間の同サイトでの寄付金額、申込件数をもとに順位付け)

順位	返礼品の概要	自治体名	寄付金額 (2022年10月時点)
1位	オホーツク産ホタテ 1kg	北海道 紋別市	14,000円
2位	ブレンド米 20kg	佐賀県 上峰町	10,000円
3位	エンペラーサーモン 1kg	北海道 白糠町	13,000円
4位	鉄板焼きハンバーグ 20個	福岡県 飯塚市	12,000円
5位	大型むきエビ(ブラックタイガー) 約1kg	福井県 敦賀市	10,000円
6位	B級(大きさがなどが不ぞろい)銀鮭切り身 約2.8kg	千葉県 勝浦市	15,000円
7位	2022年産米4種食べ比べ 計20kg	茨城県 境町	12,000円
8位	ブレンド米 16kg	熊本県 高森町	10,000円
9位	豚肉詰め合わせ 3.6kg	宮崎県 都城市	17,000円
10位	イクラしょうゆ漬け 400g	北海道 白糠町	14,500円

出所：ふるさと納税サイト「さとふる」(https://www.satofull.jp/)、「楽天ふるさと納税」(https://event.rakuten.co.jp/furusato/)よりOKB総研にて作成
 (*1)順位付けの基準、寄付金額の情報などは、各サイトの運営会社の公表内容に基づく。(*2)返礼品の概要は、各サイトに記載されている返礼品の内容・説明をOKB総研が要約したもの。
 (*3)網掛けの自治体は、両サイトで重複してランクインしている市町。

る。実際、受入額の上位自治体は、全国有数の産地であるところが少ない(図表6)。

一方、受入額の上位自治体には、近年になって返礼品を刷新した都市部の自治体も見られる。7位の京都市は2020年度、14位の名古屋市は2021年度から返礼品のラインアップを大幅に拡充し、ふるさと納税の獲得に本腰を入れ始めた。両市は地元の伝統文化や工業製品などを活用した返礼品が特徴で、農産物などの返礼品と比べて高額なものも見られる。

図表3を見ると、都道府県別の1件当たり平均受入額トップ10には、北海道や九州ではなく東京、京都、愛知

など大都市圏の都府県がランクインしている。これは、大都市圏の自治体における返礼品の特徴や価格帯が影響していることが考えられる。また、都道府県別の受入額全体と1件当たり平均受入額の関係を見ると、受入額の上位グループ(北海道、福岡県、宮崎県など)が1件当たり平均受入額の“相場”を形成し、受入額の低位グループ(東京都など)は1件当たり平均受入額が比較的大きい傾向が見てとれる(図表7)。

(3)東海3県の市町村別受け入れ状況

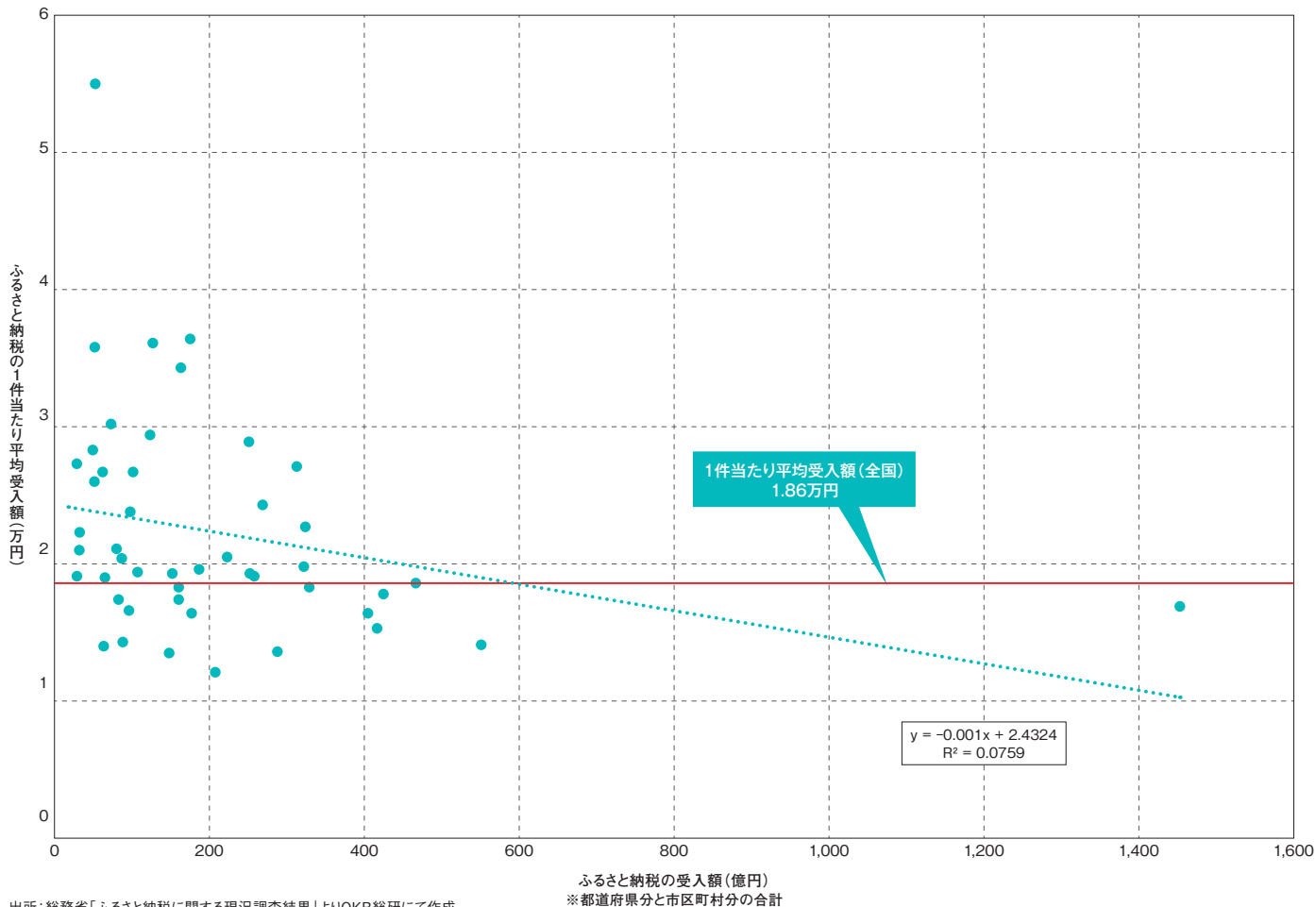
ここで、東海3県の市町村別受入

額の状況も確認しておく。2022年度の受入額トップは、岐阜県は関市(48.8億円)、愛知県は名古屋市(63.2億円)、三重県は松阪市(14.8億円)であった(図表8)。

岐阜県内1位の関市は「刃物のまち」として知られ、包丁や爪切りなど刃物製品を中心に返礼品を豊富にそろえる。2位の高山市は飛騨牛が人気で家具、木工製品など地域性を反映した返礼品もある。3位の飛騨市は、2022年度からふるさと納税による寄付金を市内の課題解決を目指す民間事業に交付する仕組みを設け、保護猫事業などを支援した。

愛知県内1位の名古屋市は、前述

図表7 都道府県別受入額と1件当たり平均受入額の関係(2022年度)



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

のとおり2021年度から返礼品を拡充し、市内に本社を置く美容機器メーカー・MTGの製品や、愛知ドビーのホーロー鍋「バーミキュラ」などを採用している。2位の幸田町は、ソニーのペット型ロボット「aibo(アイボ)」や寝具メーカー・エアウィーヴの工場が町内にあることにちなんだ返礼品をそろえる。三重県内1位の松阪市は、

松阪牛1頭分の肉の返礼品を設けて話題を呼んだ。

東海3県においても受入額の上位自治体は固定化する傾向にある。岐阜県はトップ4が前年度と同じ自治体であった。愛知県と三重県は、上位10自治体のうち9自治体が前年度も10位以内にランクインしている。

3 ふるさと納税に係る住民税控除および費用の状況

(1)大都市の控除額は増大

都道府県や市区町村は、自分のまちの住民がふるさと納税を利用して他自治体に寄付をした場合、住民税控除を行う必要がある。控除した分は税収減となる。

図表8 東海3県の市町村別受入額トップ10(2022年度)

①岐阜県

順位	市町村名	受入額(億円)	前年度比増減率(%)	前年度県内順位
1位	関市	48.8	19.5	1
2位	高山市	39.4	73.8	2
3位	飛騨市	19.0	4.0	3
4位	養老町	11.1	▲13.5	4
5位	中津川市	9.5	46.8	8
6位	大垣市	8.1	▲16.8	5
7位	瑞穂市	7.4	12.7	7
8位	下呂市	7.1	48.6	11
9位	本巣市	7.0	▲8.4	6
10位	可児市	6.6	65.5	14

②愛知県

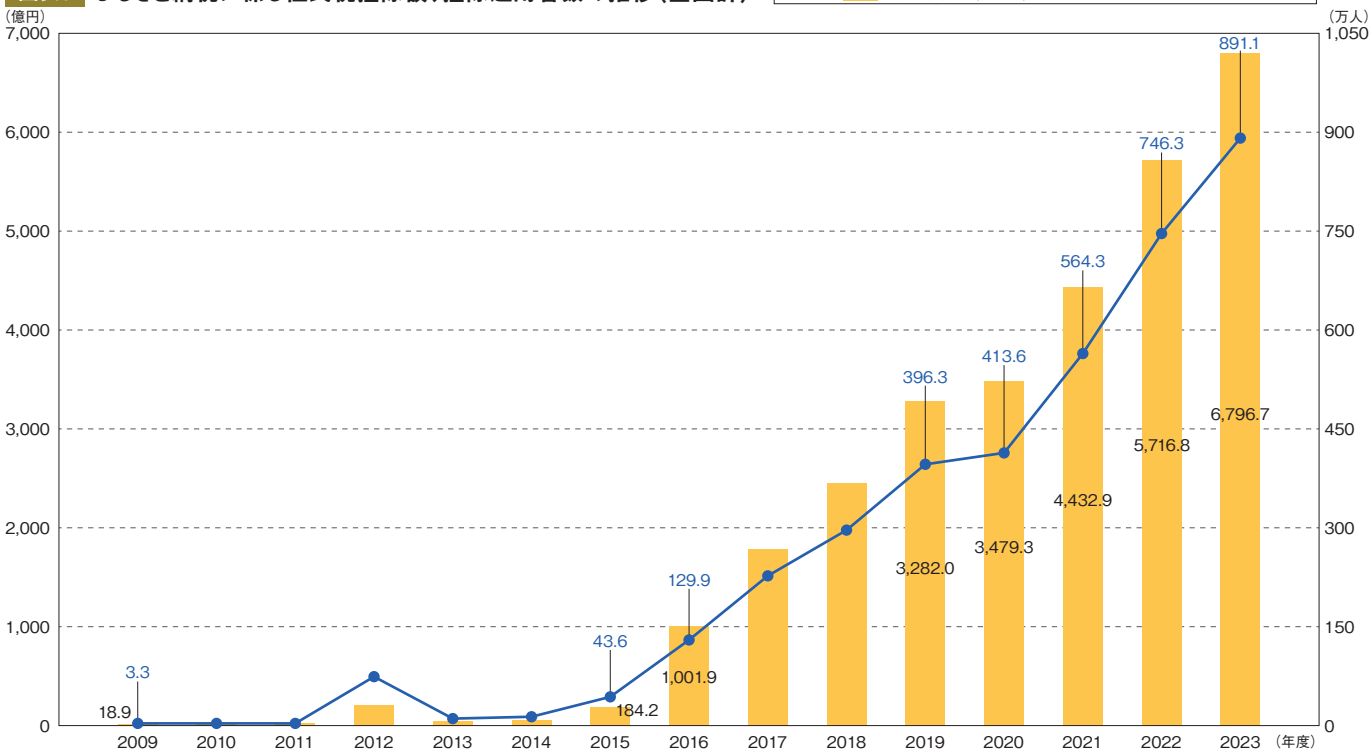
順位	市町村名	受入額(億円)	前年度比増減率(%)	前年度県内順位
1位	名古屋市	63.2	191.8	3
2位	幸田町	33.3	▲1.5	1
3位	碧南市	32.1	▲3.3	2
4位	西尾市	21.4	38.3	5
5位	大府市	15.9	▲12.4	4
6位	蒲郡市	13.9	81.5	8
7位	小牧市	13.2	0.7	6
8位	犬山市	10.1	17.3	7
9位	日進市	5.3	53.6	11
10位	東浦町	4.3	▲15.2	9

③三重県

順位	市町村名	受入額(億円)	前年度比増減率(%)	前年度県内順位
1位	松阪市	14.8	7.5	1
2位	明和町	10.6	▲13.8	2
3位	鳥羽市	8.8	16.3	4
4位	多気町	8.6	5.6	3
5位	志摩市	7.4	18.8	6
6位	伊賀市	6.4	▲11.3	5
7位	尾鷲市	5.2	25.0	9
8位	桑名市	4.7	▲0.2	7
9位	伊勢市	4.6	6.6	8
10位	名張市	3.7	68.7	14

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

図表9 ふるさと納税に係る住民税控除額、控除適用者数の推移(全国計)

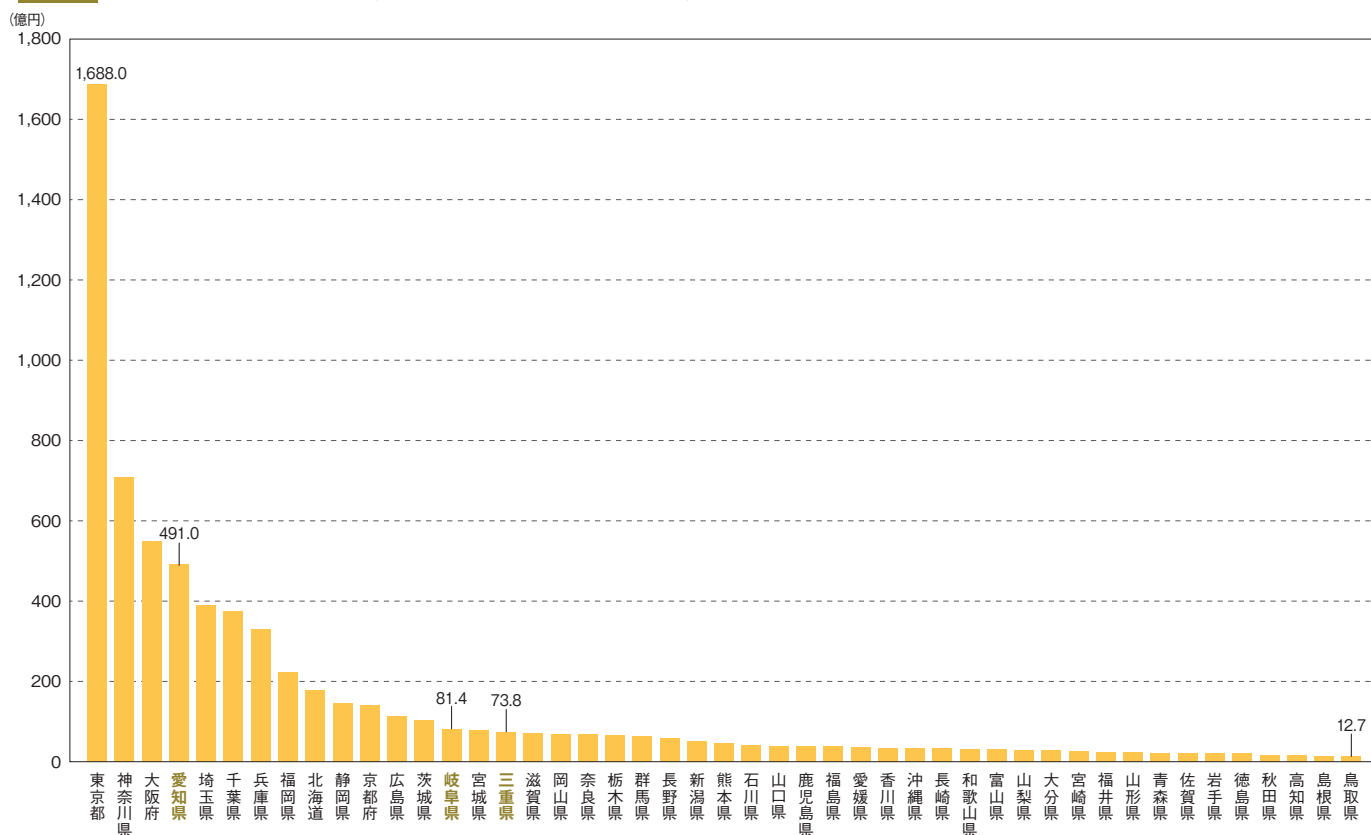


出所：総務省「市町村税課税状況等の調」「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

(※1)各年度の数値は、前年中(例えば2023年度については2022年1月1日～12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況。

(※2)2022年度までは各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、2023年度は現況調査結果をもとに算出している。

図表10 都道府県別住民税控除額(2023年度分、控除額が多い順) ※都道府県分と市区町村分の合計



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

図表11 特別区・市町村民税控除額トップ20自治体(2023年度分)

順位	自治体名	特別区・市町村民税控除額(億円)	2022年度のふるさと納税受入額(億円)
1位	神奈川県 横浜市	272.4	4.1
2位	愛知県 名古屋市	159.3	63.2
3位	大阪府 大阪市	148.5	5.6
4位	神奈川県 川崎市	121.2	6.3
5位	東京都 世田谷区	98.3	2.5
6位	埼玉県 さいたま市	89.7	1.4
7位	福岡県 福岡市	85.0	8.8
8位	兵庫県 神戸市	84.6	30.8
9位	北海道 札幌市	79.5	17.4
10位	京都府 京都市	73.9	95.1
11位	東京都 港区	69.4	0.9
12位	千葉県 千葉市	55.4	1.8
13位	広島県 広島市	51.4	2.1
14位	東京都 大田区	49.5	0.5
15位	東京都 杉並区	47.9	0.2
16位	東京都 江東区	47.7	0.2
17位	宮城県 仙台市	45.8	5.0
18位	東京都 渋谷区	45.6	8.9
19位	東京都 品川区	45.5	1.0
20位	東京都 練馬区	43.6	0.4

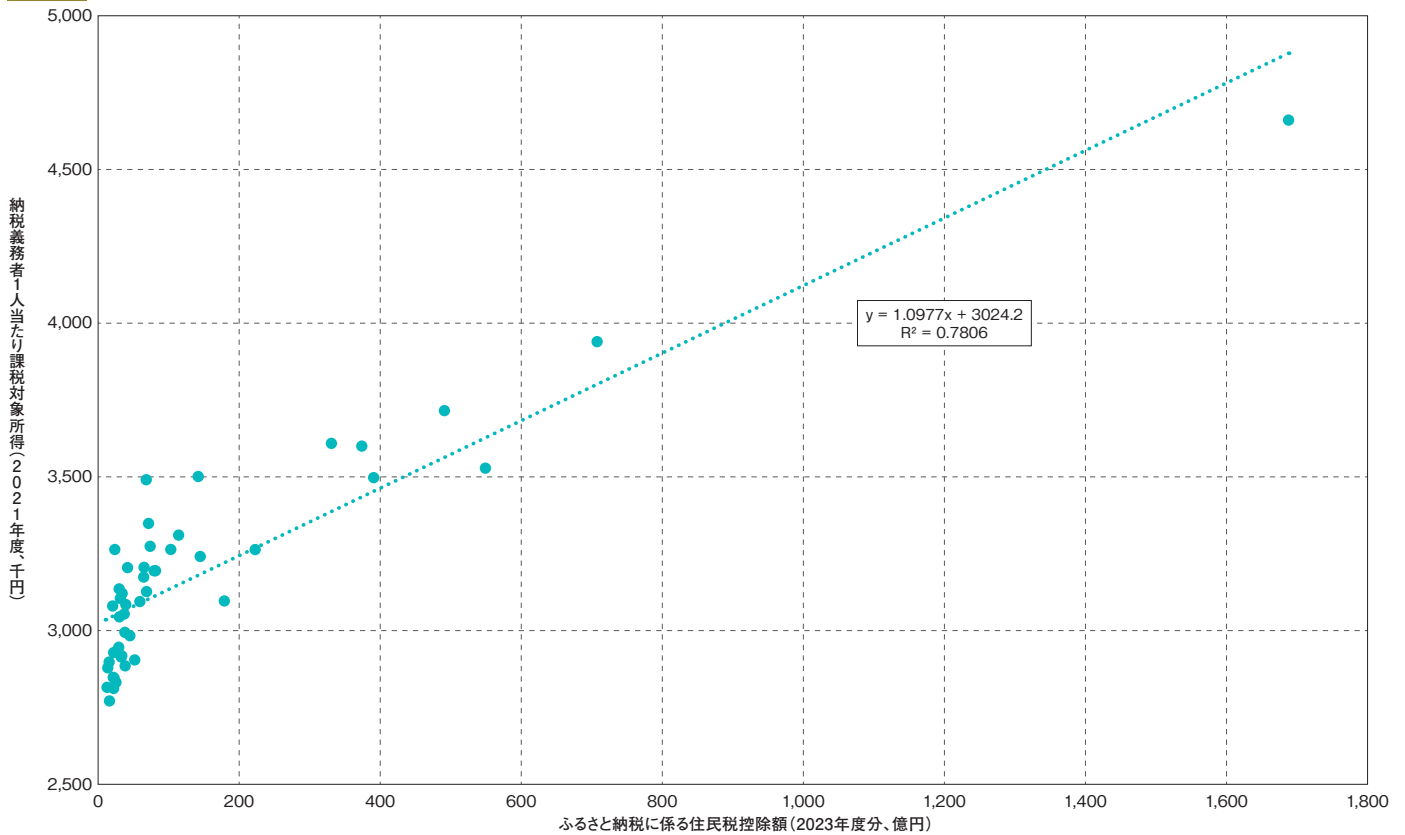
出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成
 (* 網掛けの自治体は、2023年度の地方交付税不交付団体)

全国の自治体におけるふるさと納税に係る住民税控除額は、受入額に比例して増加傾向にある。2022年のふるさと納税実績に伴い2023年度に発生する住民税控除額は、全国合わせて6,796.7億円となった。控除適用者数は2023年度分で891.1万人に上る(図表9)。

2023年度分の住民税控除額を都道府県別に見ると、最も多いのは東京都で、都民税分と特別区民税・市町村民税分を合わせた控除額は1,688.0億円と突出する。2位は神奈川県(707.5億円)、3位は大阪府(549.2億円)、4位は愛知県(491.0億円)と大都市圏の都府県が続く(図表10)。

さらに詳しく見ると、ふるさと納税による大都市の税収減が膨大であるこ

図表12 都道府県別住民税控除額と納税義務者1人当たり課税対象所得の関係



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」「市町村税課税状況等の調」よりOKB総研にて作成

とが分かる。2023年度分の特別区および市町村分の住民税控除額が最も多いのは横浜市(272.4億円)で、次いで名古屋市(159.3億円)、大阪市(148.5億円)の順となっている。上位20自治体はいずれも政令指定都市(以下、政令市)か東京都特別区である(図表11)。

政令市や特別区は、ふるさと納税の受入額が総じて少ない。控除額の上位20自治体のうち、受入額が控除額を上回ったのは京都市のみである。

ふるさと納税による税収減は、実際はその多く(75%)が地方交付税で補てんされる仕組みになっている。しかし、地方交付税はすべての自治体が一定水準の事務を行えるよう収入差を是正する目的上、自らの税収で運営でき

る自治体には交付されない(不交付団体)。川崎市や特別区は不交付団体であり、ふるさと納税による住民税控除額はそのまま税収減となる。

ふるさと納税の理念を踏まえれば、地方から人口が流入している大都市にとって、税制を通じた一定規模の地方への還元はやむを得ないという見方もできる。一方で、大都市には相応のインフラ整備などが求められること、ふるさと納税の普及・定着に伴い控除額が増大していることから、大都市の間には「本来得られるべき税収が流出している」との主張も根強い(注2)。

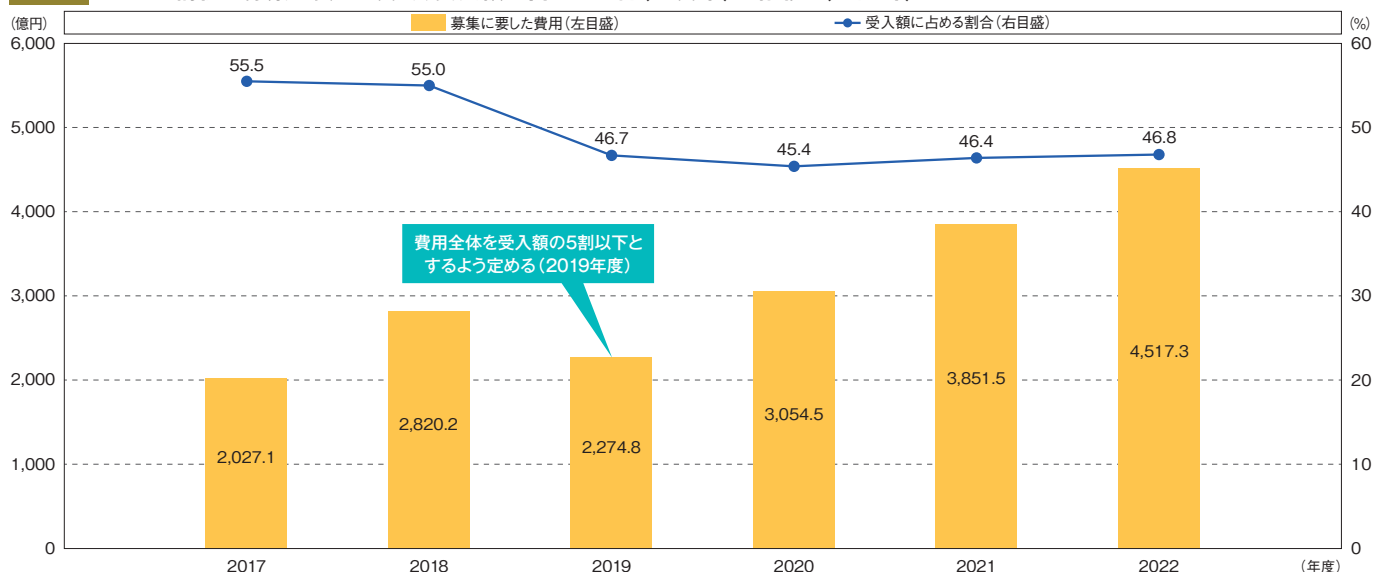
なお、ふるさと納税は高所得層ほど利用している人が多いとの指摘がある。この点について国は具体的な

データを開示していない。ただ、都道府県別のふるさと納税に係る住民税控除額と、納税義務者1人当たり課税対象所得の間には、強い正の相関が見られる。国は寄付者側の調査・分析などを行い、ふるさと納税の利用実態をより具体的に把握すべきであろう(図表12)。

(2) 上限に近づく経費率

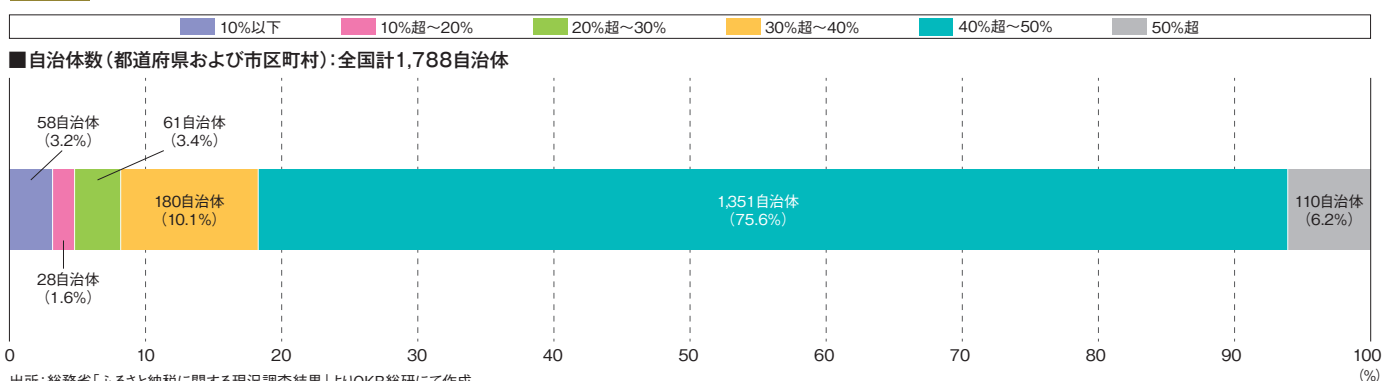
自治体がふるさと納税による寄付を受け入れる際は、返礼品の調達費のほか、返礼品の送料、広告掲示などの広報費、クレジットカード決済などの手数料、民間ふるさと納税サイト事業者を支払う委託料といった費用がかかる。2019年の改正地方税法では、返礼品の調達費用を受入額の3割

図表13 ふるさと納税の募集に要した費用、受入額に占める割合（経費率）の推移（全国計）



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成
 (*) 募集に要した費用は、「返礼品等の調達に係る費用」「返礼品等の送付に係る費用」「広報に係る費用」「決済等に係る費用」「事務に係る費用」「その他」の合計額。また、費用、受入額に占める割合とも出所資料をもとにOKB総研で改めて算出した(図表14も同じ)。

図表14 経費率の水準別に見た自治体構成(2022年度)



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成
 (*) 図中のカッコ内は全体に占める割合を示す(端数処理の関係で合計は100%にならない)。

以下とする「3割ルール」と併せて、こうした募集に要する費用全体を受入額の5割以下とするよう定められた。

2022年度のふるさと納税の募集に要した費用は、全国合わせて4,517.3億円となり、受入額に占める割合(経費率)は46.8%であった。経費率は2019年度にいったん5割を下回った後、再びジリジリと上昇しており、上限に近づいている。都道府県および市区町村別の経費率を見ると、4分の3にあたる1,351自治体が「40%超~

50%」の範囲であり、「50%超」も110自治体に上っている(図表13、図表14)。

4 ふるさと納税の“収支”を見る

ふるさと納税は、自治体にとって単に受入額=新しい財源になる制度ではなく、税控除による税収減や、返礼品の調達をはじめとするさまざまな経費を伴う仕組みとなっている。自治体

の会計上、これらは同時に発生するものではない。しかしながら、各自治体がふるさと納税によって真に必要とする行政サービスの財源を増やせているかどうかは重要な視点である。

そこで本稿では、ふるさと納税の受入額と住民税控除額および募集に係る費用の差分が、当該自治体の行政サービス財源に充てられると仮定し、全国の市区町村(1,741自治体)を対象に2022年度のデータを用いて差分を算出した。イメージは次のようになる。

■A市におけるX年度のふるさと納税の“収支”イメージ

・A市の受入額(a):1億円

・A市の住民が他自治体にふるさと納税による寄付を行った分の個人市民税控除額(b):3,000万円

※実際は、X年分を翌年度に控除する

・A市がふるさと納税の募集に要した費用(c):4,500万円
→この場合の“収支”による差
分をxと置くと

$$x = a - b - c$$

よってA市の差分は

$$1億円 - 3,000万円 - 4,500万円 = 2,500万円$$

(受入額の25%相当)

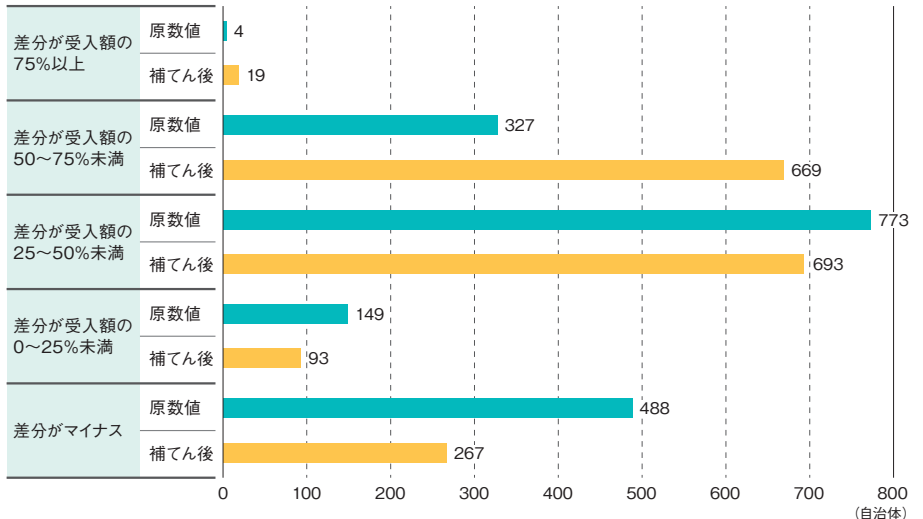
算出の結果、1,741自治体中、約7割の1,253自治体において差分がプラスとなった。差分がプラスの自治体について、差分を当該自治体のふるさと納税受入額と比較すると、「受入額の25～50%未満」の категорияが773自治体と最も多かった(図表15)。

東海3県市町村(125自治体)に限ると、差分がプラスとなったのが63自治体、マイナスが62自治体とほぼ半数ずつに分かれた。差分がマイナスのうち41自治体は愛知県内で、他自治体への寄付者が多く住民税控除額が大きい傾向が見られた。

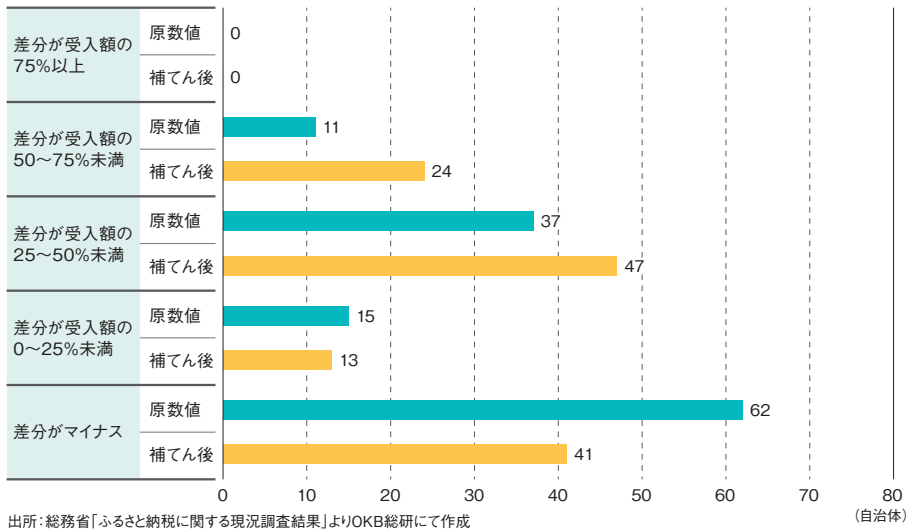
ふるさと納税による税収減の75%は地方交付税で補てんされる。そこで、各自治体の住民税控除額の75%が補てんされると仮定し、補てん後の差分も算出した(2023年度の不交付団体は補てん対象から除いた)。イメージは次のようになる。

図表15 市区町村別ふるさと納税の“収支”状況(2022年度)

①全国(1,741市区町村)



②東海3県(125市町村)



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」よりOKB総研にて作成

■A市における地方交付税補てん後の“収支”イメージ

・補てん後の個人市民税控除額(b')

$$: 3,000万円 \times \{(100 - 75) / 100\}$$

$$= 3,000万円 \times 0.25 = 750万円$$

→よって補てん後のA市の差分は

$$1億円 - 750万円 - 4,500万円$$

$$= 4,750万円$$

(受入額の47.5%相当)

補てん後の算出結果を見ると、全国では差分がマイナスの自治体数はほぼ半減し、プラスの自治体も上方の categoryへシフトする傾向が見られた。ただ、差分が「受入額の25～50%未満」の categoryが最も多い(693自治体)状況は変わらなかった。

東海3県においても上方の categoryへシフトする傾向が見られ、差分が「受入額の25～50%未満」が47自治体と最も多くなった。一方で、愛知県内の18市町村が地方交付税の不

交付団体で補てんがないことなどから、差分がマイナスの自治体は約3割減にとどまった。

最後に、算出結果を自治体の規模別に整理し、比較を行った。政令市や特別区などの大規模自治体と、地方の町村といった小規模自治体では差分の傾向に違いが見られる(図表16)。

政令市(20市)と特別区(23区)はすべて差分がマイナスである。地方交付税による補てん後も、差分がプラスに転じるのは4政令市にとどまる。特別区は不交付団体のため補てんがされない。

中核市・施行時特例市(85市)は、8割の68市において差分がマイナスである。補てん後は差分がマイナスの市が約5割の43市に減少するが、差分がプラスの市の多くが「受入額の25～50%未満」「受入額の0～25%未満」の2カテゴリーに分布する。中核市などを除く人口10万人以上の市(156市)は、補てん前の原数値・補てん後とも中核市などと比べて差分がプラスとなる市の割合が大きい

全体的な傾向は似ている。

人口10万人未満の市町村になると、差分がプラスとなる自治体が多くなり、約5割の448自治体が「受入額の25～50%未満」のカテゴリーに入る。補てん後は、差分が「受入額の50～75%未満」の自治体が約2.3倍(345自治体)に増えるなど、より明確な上方シフトが見られる。

人口1万人未満の市町村は、9割超の486自治体において差分がプラスである。補てん後の上方シフトも大きく、約6割の323自治体で差分が受入額の50%以上となる。

自治体の規模別状況からは、ふるさと納税によって、大規模自治体から小規模自治体へ一定程度の財源の還元が生じていると捉えることはできそうである。ただし、小規模自治体においても差分がマイナスの自治体はゼロになっておらず、差分がプラスの自治体の程度にも幅がある。ふるさと納税の実態は必ずしも公平ではないことが改めて確認できる。

各自治体がふるさと納税によって

真に必要な行政サービス財源を得られているかという視点で見れば、小規模自治体であっても注意が必要である。例えば今回の算出結果では、人口1万人未満の市町村であっても差分が受入額の25～75%程度に収まる自治体が多かった。ふるさと納税業務に要した費用の割に寄付が集まらない、自分のまちの住民が他自治体へ寄付するケースが多いといった状況は小規模自治体でも起こり得る。

ふるさと納税による寄付金は、基本的に寄付者が希望する行政サービスに使われる。今回の算出結果はさまざまな仮定を置いた上での数値に過ぎないが、差分がマイナスになった自治体は、ふるさと納税の恩恵を受ける行政サービスとは別の行政サービス財源が図らずも減る可能性がある。

5 自治体はふるさと納税とどう向き合うべきか

ふるさと納税は、個人の側から見た場合、2022年度は自らの居住地以外のさまざまな自治体に全国合わせて1兆円近い寄付をしたことになる。制度としては一定程度普及・定着したと言え、即時に廃止されるといったことは当面ないだろう。

一方、自治体の側から見た場合、ふるさと納税の実態は必ずしも公平ではなく、返礼品や税収をめぐるさまざまな意見や評価がある。このような中で、自治体はふるさと納税とどう向き合うべきだろうか。

本稿ではまず、各自治体がふるさと

図表16 市区町村の規模別に見たふるさと納税の“収支”状況(2022年度)

区分	自治体数		差分が	差分が	差分が	差分が	差分が
			受入額の	受入額の	受入額の	受入額の	
			75%以上	50～75% 未満	25～50% 未満	0～25% 未満	マイナス
政令指定都市	20	原数値	0	0	0	0	20
		補てん後	0	0	1	3	16
東京都特別区(23区)	23	原数値	0	0	0	0	23
		補てん後	-	-	-	-	23
中核市・施行時特例市	85	原数値	0	0	9	8	68
		補てん後	0	2	26	14	43
人口10万人以上の市 (中核市・施行時特例市を除く)	156	原数値	0	4	35	15	102
		補てん後	1	16	58	15	66
人口1万人以上10万人未満の 市町村	926	原数値	0	145	448	103	230
		補てん後	1	345	428	45	107
人口1万人未満の市町村	531	原数値	4	178	281	23	45
		補てん後	17	306	180	16	12
計	1,741						

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」「令和2年国勢調査結果」などよりOKB総研にて作成
 (*1) 人口は2020年10月1日現在(国勢調査の不詳補完結果による)。政令指定都市、中核市などの指定は2023年4月1日現在。
 (*2) 網掛けは当該区分で数値が大きいものほど濃い色になっている。

と納税の使い道をこれまで以上に明確化・具体化して、寄付者のみならず自分のまちの住民に幅広く開示することを提案する。ふるさと納税は、個人が「寄付をする自治体」や「寄付(=自治体にとっての財源)の使い道」を自分で決められる制度だからである。

現在も多くの自治体が「環境保全」「子育て支援」といった使い道を提示してふるさと納税を募っている。ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングのように、集めた寄付金を充当する具体的なプロジェクト・事業の内容や、寄付金の目標などを明示する手法も広がっている。

また、各自治体が総務省に提出しているふるさと納税の状況報告を見ると、寄付金を充当した事業の中身を詳細に説明していることが多い。こうした説明を、寄付者や住民に一層分かりやすく伝えるべきである。「ふるさと納税があったから何が実現し、なかったら何が実現できなかったのか」という経緯を、可能な限り具体的な金額をもって説明するのが望ましい。

ふるさと納税による税収減に悩む自治体も同様である。例えば、税収減の規模を「小学校〇校分の校舎建設費」といった表現で換算している自治体が散見される。しかし、当該分野で実際に遂行が困難になっている事業があるのかといった情報がなければ(ふるさと納税の影響の有無を問わず)、住民の心には響かない可能性がある。

つまるところ、ふるさと納税の使い道の伝え方は、自治体の財政運営全体の情報開示のあり方であると言え

る。説明内容を具体化していけば、翻って「ふるさと納税を何に使うべきなのか」「何のために集めるのか」「集める必要がどの程度あるのか」といった自治体の自己分析にもつながることが期待される。

返礼品の調達を含むふるさと納税の費用(経費)についても触れておきたい。費用に関しては、本年10月からルールが厳格化される。これまで取り扱いがあいまいだった寄付金受領証の発行・送付にかかる費用なども計上することが求められる。返礼品も熟成肉などの基準が厳しくなる。

自治体側は目下、物価高・燃料高の影響で返礼品の調達費や送料が増加傾向にある。新聞報道などによると、一部の自治体から、費用全体を受入額の5割以下に収める努力は限界といった声も聞かれるという^(注3)。

しかしながら、現在のふるさと納税の普及・定着状況を踏まえれば、状況によっては自治体自ら返礼品調達費を減らす対応も必要だと考える。寄付者にとっては同じ寄付額であっても返礼品の量が少なくなるが、それで寄付額が減ればその自治体への寄付の多くは「返礼品目当て」だったということである。自治体側も返礼品に過度に依存していた可能性がある。

地元ならではの農産物などを強みとする自治体には少々厳しい提案ではあるが、返礼品が減ることに対する寄付者の許容度はあると考える。実際、2019年度に返礼品の「3割ルール」が制度化された際も、同年度こそ受入額は全国的に減ったものの2020年度以降は増え続けており、ふるさと納税のメリットは毀損されなかった。

都市部と山間部・離島など地域による差が大きい送料や、地域外に所在する民間サイト事業者への委託料といった項目については、国が地域差の補正措置や料金の一律上限などを検討する余地もあるだろう。

6 おわりに

本稿では、制度開始から15年が経過し、一定の普及・定着が見られるふるさと納税の現状について改めて整理した。また、自治体ごとの受入額と税控除額および費用の差分を算出し、考察を行った。人口減少が進む日本では、多くの分野で都市と地方の関係がどうあるべきかが問われている。ふるさと納税が自治体にとって、自らの財政運営を客観的に分析するツールとなり、より必要とされる行政サービスの提供のために活用されることを期待したい。

(注1) 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)、ふるさと納税研究会(2007年6月1日～10月5日)会議資料・報告書など参照。

(注2) 東京都主税局「ふるさと納税に対する東京都の見解」(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/furusato/index.html>)など参照。

(注3) 読売新聞(西部)2023年8月26日付朝刊「ふるさと納税 経費に苦心『5割ルール』10月厳格化」など参照。

参考文献

富田武宏(決算委員会調査室)(2017)「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」『立法と調査』386号(2017年3月、参議院事務局企画調整室編集・発行)

(2023.9.13)

OKB総研 調査部 中村 絢子